

市立大津市民病院入院用品レンタルサービスに伴う賃貸借契約 実施要領

1 目的

市立大津市民病院（以下「本院」という。）において、本院が指定する建物の一部を有償で借り受け、協議の上運営に必要な設備整備等を行い、入院患者及びその家族に対し、入院生活に必要なタオル・衣類などを洗濯付きでレンタルし、及び日用品等を支給し、日額で料金を請求する業務全般を行う。また、在庫管理から発注業務についても、レンタルサービスを提供する事業者が行い、請求書の発行から入金確認まで行うものとする。

2 実施場所

実施場所として次の場所を貸し出す予定である。

- ① 在庫保管 地下1階の一部
- ② 病棟保管 病棟内の一部（12病棟、ICU、ER）
- ③ 利用受付・説明 本館1階待合スペース

3 契約期間

平成31年4月1日 から 平成34年3月31日まで

（この契約は、借地借家法（平成3年法律第90条）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付期間の更新は行わない。）

4 運営内容

別紙仕様書のとおり

5 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

6 スケジュール

- 平成30年10月5日（金） 告示
- 平成30年10月12日（金） 質問受付締切
- 平成30年10月15日（月） 質問に対する回答
- 平成30年10月19日（金） 企画提案書等の提出締切
- 平成30年10月29日（月） プレゼンテーション審査

7 参加資格

公募型プロポーザルに参加することができる者は以下の要件を全て満たすものとす

る。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加する他のプロポーザル参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 過去5年以内に、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が400床以上の病院において、入院用品レンタルサービスを3年以上継続して受託した実績を有する者であること。

8 質問の受付及び回答

実施要領等についての質問を次のとおり受け付け、市立大津市民病院ホームページにおいて回答する。

なお、電話や来訪による口頭での質問や、受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 平成30年10月5日（金）から同10月12日（金）17時まで
- (2) 提出様式 「実施要領等に関する質問書」とし、様式は問わない。
- (3) 提出方法 電子メール又はFAXによる提出
(電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、会社名」を入力し、添付を1ファイルにまとめて送信すること。また、送付後に下記まで電話連絡をいれること。)
- (4) 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号
市立大津市民病院法人事務局 施設契約課 施設係（担当：長田）
- (5) FAX番号 077-522-4720
- (6) E-mail och1040@och.or.jp
- (7) 回答日 平成30年10月15日（月）※予定
- (8) HPアドレス <http://www.och.or.jp>

9 参加申込の手続

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び市立大津市民病院契約規程等を理解した上で、次のとおり書類を提出してください。

なお、大津市へ平成30年度分の指名願を提出している者は、下記エ～ケの書類については提出不要とします。

- (1) 提出期間 平成30年10月19日（金）午後5時15分まで
- (2) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日及び休日は除く。）
- (3) 提出書類
ア 参加申込書【様式1】 1部
イ 企画提案書（別紙企画提案書提出要領参照） 10部
ウ 申請者の概要【様式2】 1部

エ 完納証明書

- i 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）
- ii 支店、営業所等が大津市に存する場合には大津市税分（大津市発行）
- iii 消費税及び地方消費税分（税務署発行）

※ i 及び ii は直近 1 年度分の納期が到来した全ての税目とする。

オ 印鑑証明 1 部

カ 登記事項証明書（本店直轄の法務局発行） 1 部

なお、各証明書については、発行日が 3 か月以内のものとし、
写しも可とする。

キ 暴力団の排除に係る誓約書兼承諾書【様式 3】 1 部

ク 役員名簿（指名、ふりがな、性別、生年月日が記載されている
もの。） 1 部

ケ 委任状【様式 4】 1 部

※本社から営業所等へ入札、契約等の権限を委任する場合のみ
提出すること。

コ 過去 5 年以内に、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数
が 400 床以上の病院において、入院用品レンタルサービスを
3 年以上継続して受託した実績を有する者であることを証明
する書類の写し 1 部

(4) 提出場所

〒520-0804 大津市本宮二丁目 9 番 9 号

市立大津市民病院法人事務局 施設契約課 施設係

(5) 提出方法

企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。
郵送の場合は、受付期間中（最終日は午後 5 時 15 分まで）必着と
する。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
申請に関して必要な経費は、全て提案者の負担とする。

(6) 費用負担

・提案書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定された提案
者の提案書類については、市立大津市民病院が必要と認める場合
には、その一部又は全部を無償で使用することとする。

(7) 留意事項

- ・申請を辞退する場合には、速やかに辞退届を提出すること。
- ・提出された提案書類の内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- ・提出された提案書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ・本業務の申請のために得た情報について、提案者は第三者への公
表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっ
ている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、
その対象ではない。

- ・市立大津市民病院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- ・提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

10 企画提案書の審査

- (1) 審査方法 企画提案書及びプレゼンテーションの審査により行う。
- (2) 審査日 平成30年10月29日（月）予定
- (3) 会場等 会場、日時その他の詳細は、有効な申請をした提案者に対して別途通知する。
- (4) その他 提案説明は、本業務に従事又は担当する者が行うこと。
当日はセット内容の現物を持参すること。

11 審査基準

下記の項目を基本に審査を実施する。

- (1) 入院用品レンタルサービスの活用に向けた考え方
 - ・業務の趣旨を理解し、正しく認識しているか。
 - ・提案者の考える活用の取組は、当院における利便性の向上が図れるか。
- (2) 取組内容について
 - ・具体的な事業手法が提案されているか。
 - ・実施にあたり、コストも含め効率的な運用が期待できるか。
 - ・仕様書の内容に準じ、それ以上の提案であるか。
- (3) 業務実施体制について
 - ・業務遂行のための人員配置等、実施体制に問題はないか。
 - ・当院と提案者の役割分担や連絡体制が明確に示されているか。
 - ・当院の業務負担を可能な限り少なくする提案であるか。
- (4) 管理経費について
 - ・管理経費は、企画、提案内容に見合っているか。
 - ・当院にとって、価値のある管理経費となるか。
- (5) その他
 - ・熱意を持って本業務に取り組もうとする姿勢が感じられたか。
 - ・本業務の効果を高めるための提案が具体的にされているか。
 - ・他提案事業者と比較して、特徴（優位性、独自性、独創性）のある提案であ

るか。

12 審査員

5名程度を予定。

13 候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。

14 契約の締結

市立大津市民病院は、選定した候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

15 その他

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置

ア 選定候補者等の責めに帰すべき事由による場合

選定候補者等の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市立大津市民病院は契約の取り消しをすることができる。この場合は、本業務にかかる費用については、選定候補者等の負担とする。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、選定候補者等の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) その他疑義が生じた場合の措置

契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、市立大津市民病院と選定候補者等は誠意をもって協議するものとする。

16 問合先

市立大津市民病院法人事務局 施設契約課 施設係（担当：長田）

T E L : 077-526-8517

F A X : 077-522-4720

E-mail : och1040@och.or.jp